第３号様式（第５条関係）

|  |
| --- |
| 基準適合認定申請手数料額計算書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第２項の規定による認定） |
| １　計画の評価方法　　(該当する□にレを記入) | 　住宅部分□　性能基準　　　　　□　仕様基準又は誘導仕様基準□　モデル住宅法　　　□　フロア入力法非住宅部分□　モデル建物法　　　□　標準入力法等 |
| ２　手数料額の計算　　　　　　　　　　　合計　　　　　　　　　　　　円 |
| 　 | 申請の種類(該当する□にレを記入) | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |  |
| □(1)一戸建て住宅の申請の場合 | 床面積 | m2 | 別表103の項(1)ア円 | 別表103の項(2)ア(ア)Ａ若しくはＢ又は(2)ア(イ)Ａ若しくはＢ円 |
| □(2) (1)以外の建築物の申請の場合（住戸部分の共用部分の床面積を除く場合には□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く | m2 | 別表103の項(1)イ(ア)ＡからＤまで①　　　　　　　 円 | 別表103の項(2)イ(ア)Ａ(Ａ)から(Ｄ)まで又は(2)イ(ア)Ｂ(Ａ)から(Ｄ)まで③　　　　　　　　円 |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表103の項(1)イ(イ)ＡからＧまで②　　　　　　　 円 | 別表103の項(2)イ(イ)Ａ(Ａ)から(Ｇ)まで又は(2)イ(イ)Ｂ(Ａ)から(Ｇ)まで④　　　　　　　　円 |
| 合計 | m2 | ①＋②円 | ③＋④円 |
| 　注　１　「別表」とは、武蔵野市手数料徴収条例別表を指す。　２　「適合証等」とは、申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。　３　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。　４　共同住宅の申請のときの手数料の額は、性能基準又はフロア入力法によるときに限り住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。　５　共同住宅の申請のときの手数料の額は、仕様基準又は誘導仕様基準によるときに限り共用部分の額を加算しない額とする。 |